

厚生労働省における対応状況

1. 特区として実施する主な事項

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任（掛川市）（法律事項）
保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認（掛川市等）

保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方の資格を有する職員が、保育士及び幼稚園教諭を兼務することにより、原則、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を保育することを認める。

保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認（佐呂間町）

幼稚園を廃園した自治体において、保育所の定員内での私的契約児の受け入れが困難な場合には、これを理由とした保育所の定員改定を可能とする。

高齢者福祉施設等の設置基準の適用除外（秋田スギの利活用を考える会）

高齢者福祉施設等について、適切な代替措置を講ずることを条件に、建築基準法の上乗せ規制の耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を図る。

等 9 項目

2. 全国で実施する主な事項

社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣の容認

（長野県）

【今年度中措置】

外国人医師について当該国の国民の診療に限定した受け入れの拡大

（長野県）

【15年度中に措置】

医師主導の治験の届出の電磁的方法の容認

（福岡県久留米市）

【15年7月目途措置】

教育訓練給付の要件（被保険者であった期間）の緩和

（株ウィン）

【15年5月1日施行予定】

等 12 項目